

同組合の指導階級、役員にするか何らかの制限を求めるかどうかという点については、ちつとも法案においては盛り込んでいない。私はこの点において單なる法案は出してあるけれども、今までの水産業、漁業と何ら変わることは無いのではないか、かくさへも感ずるのではありません。ただ我々がここに心配するのは、先程も藤田次長の言う通り、この水産業というものに対する漁民その他の問題は、非常に民度が低い、低いから農業協同組合のように一切を御破算にして、新しい組織に変えるというのには、これは大きな問題になつて来るのであつて、むしろ曾ての漁業会の立派な指導者であつた場合は、その中の三分の一なり、二分の一の人が参加することは好ましいことであるが、併し全部が再びこういう新しい法の下に又指導階級になり、或いは又支配階級になるということは、ちつとも漁業会の革新にはならないと思ひます。この点において、條文には何らそのうちの明瞭なものが載つておられない。この点においてはつきりした、この革命的な措置である漁業協同組合の法案に対するところの何か條文を盛る必要があるのではないか、この点についてお答えを頂きたい。

もう一つは、水産加工業協同組合、これを仔細に検討するというと、水産加工業協同組合の第九十四條には、組合員は事業主に限るといふつきりここに明文が載つておる。事業主に限るといふことは、要するに今までの水産加工業者というのは資本家階級である、こうした人たちのみによつてこの水産加工業協同組合といふものができるとするならば、それはむしろ商工省

に所属するところの商工協同組合に類したものであつて、水産加工業協同組合といふような面から頗る離れた観点に置かれてあるのじやないかという感に深くさせるのであります。それで水産加工業協同組合を作るとするならば、勿論事業主が主体であつて結構であります。それに水産加工業に原料を供給する側、若しくはそれに従事するところの従業員の側もこの組合員になつていいのじやないか、そうでなければ、これは單なる商工協同組合に過ぎないと、こういう断定を下されません。これに抗弁するところの何も無い。これでは水産廳の指導方針に則つておるかどうかということ再検討する必要がありますと思ひます。これに対して水産廳の立案者から御答弁を承りたいと思ひます。

○説明員(藤田次長) 現在の水産業団体の役員が、新たな協同組合の役員に就くことについての何らかの制限の規定を設ける必要がないかというふうな御質問であつたかと思ひます。私共は御質問を以て、ただ単に現在水産業団体の役員であつたというだけの理由を以て、善きも悪しきも、それらに者はずべて新しい協同組合の役員になれない、こういうふうな決めてしまふことも、これは又行き過ぎではないだらうかと考へております。勿論新しい漁業協同組合は、よくその理念を理解をし、又組合運動に積極的の挺身するだけの熱意を持つた、責任を持つたところの新らしい人が出て来ることも、これは非常に望ましいことでありまして、それを私共としては期待をするわけでありまして、併しながら現在の水産業団体の役員の中でさうな

格を持つておる人も亦絶無とは言えないのであります。要は漁民の自由な意思に基いて、本當にこの人がいいということ、すべての者から選任をされて出て来るという以上は、これ亦新しい協同組合の役員たる資格も十分あるといふふうに考へられるわけでありまして、従ひまして、私共の考へ方といたしましては、やはり農業協同組合で取られた方針と同じように、現在の水産業団体の解散準備總會が開かれまして、解散準備總會の席上、水産業九同組合法の趣旨について十分漁民に納得をさせ、一般漁民がこれに対して理解を持つという段階に至ります。従来は、従来は役員は組合の設立運動に従事することについては、これは差控えなければならぬと思ひます。それ以後の問題につきましては、何らこれを特別に現在の団体の役員たるの故を以て、善きも悪しきもこれを排除するといふふうなことにしては、これは尙検討を要する問題であると思ひます。要は組合の自主的な意思に基いて選ばれて来るならば、それも支障はないのじやないかといふふうに考へておるわけでありまして。

それからも一つ、水産加工業協同組合は事業主に限つておるが、これに原料を供給する側、或いは又従業者もこれに入れるべきではないかと御意見でございます。私共の考へ方としては、水産加工業協同組合は、これはいわば特殊な加工業のみの職域組合、特殊な目的を持つておる組合といふふうに考へております。従つて漁業協同組合のように、漁村の生産、流通、或いは生活の中心母体として進み、又漁民全体の啓蒙運動もやつて行く、指導もやつて行くといふふうな団体とは考へておらないのであります。従つてこの点につきましては、従業者については、これを特にその組合に入れる必要がないと考へたのであります。むしろ加工業の従業者と事業主との関係は、これを若し何か調整することがあるならば、それはむしろ労働協約、従業員の労働組合の結成によつて資本主との間にすべきであつて、特にこれを漁業協同組合と同じような考へ方をする必要はないかと考へたわけでありまして、それから尙原料を供給いたします側の問題につきましては、これは水産加工業協同組合連合会に何らか同じような事業をやつております。関連をしておるすようなものについては、これは準備員として加入するような手段を認めておるわけでありまして、それは何ら支障がないだらうと考へております。併しなからむしる私共といたしましては、やはり漁村においての中心の団体というものは、これはやはり漁業協同組合を中心にして進んで行く、そして必要があるならば漁業協同組合も加工部面を行うわけでありまして、その漁業協同組合の方に加工業水産組合を準備員として加入せしめて連絡をして行く。そういうふうな情勢にまで持つて行くといふことが、むしろ望ましいのじやないかといふふうに考へております。

○千田正君 重ねて私は質問したいのであります。先程の協同組合法案に対する法律を成案しました当初の目的という面において、藤田次長と私は観点を異にしておるのであります。何故かならば、先程次長のおつしやつたように、現在の団体役員を何も誠にする

必要がない、或いはそれを制約する必要があるといふことは一應御尤ものようでありまして、これは農業と違つて漁業においては非常に民度が低いといふことはつきりお認め願ひたい。民度が低い故に、尙一層こういう問題については、尙一層から検討する必要がある。何故ならば、恐らくこの通りの組合法案が出たならば、結果としましては、今までの団体役員がそのまま恐らく居座られるだらうと思ひます。それで果して水産廳が企圖しておるような、いわゆる民主的な協同組合ができるかどうか、私はこの法案のままだつたならば、私はこの法

案のままだつたならば、それは期待できないといふことはつきり言ひたい。それで私の言ひたいのは、民度が低いならば低くだけむしる今までの団体役員の数や或る品定めして、そして漁民の中からもしつかりした者を或る程度選挙すべきである。それにはむしろこういう法案に、今の過渡期においては盛るべきであるといふのが私の理論であります。何故かならば、恐らくこのままだつたならば、尤も立派な人が派山あると思ひます。縣の役員の中にもこれは漁民が見ても、誰しも新しい漁業協同組合ができて、こういう人に見非指導者になつて頂きたいといふ、こういう人は堂々と、むしろ組合員から推薦されるだらうが、好ましくないから人物も相当のと思ひ、往々にしてこうしたボス階級その他の好ましくない人たちが再びこの協同組合の役員になつた場合において、果してこの法案のごとく成果が得られるかどうかといふことが私は疑問であると思ひます。もう一度この点において十分なる検討を加えて頂きたい。この点

必要がない、或いはそれを制約する必要があるといふことは一應御尤ものようでありまして、これは農業と違つて漁業においては非常に民度が低いといふことはつきりお認め願ひたい。民度が低い故に、尙一層こういう問題については、尙一層から検討する必要がある。何故ならば、恐らくこの通りの組合法案が出たならば、結果としましては、今までの団体役員がそのまま恐らく居座られるだらうと思ひます。それで果して水産廳が企圖しておるような、いわゆる民主的な協同組合ができるかどうか、私はこの法案のままだつたならば、私はこの法

ばならないという問題よりか、この程度でも一刻も早く出した方が、漁村の人たちは喜ぶのである。そういうことを要求している実情であることを申し上げて置きます。

○千田正君 只今の矢野委員からの懇切なお尋ねに対して、私はただ一点だけ申し上げたいと思っておりますが、それは根本問題であるから、先程も藤田次長とは多少違つたような観念で申上げたのでありますが、恐らく最初であるが故に、これは重大な問題である。このものはこのままの法案で通過して一体今までの指導者以外の人が、大体どのくらいに出ると見ておるかという見通しを、藤田次長は持つておられるかということをお伺いしたいと思つて、この法案が通過することによつて、少くとも過半数は本當の漁民代表者が出て来るというお考であるならば、むしろ今江熊委員のように、これを一日も早く通過された方がよろしいという結論になるのです。私の観点から言へば、恐らく従来の指導者が、過半数を占めて、新しい意味におけるところの民主的な団体としての指導階級が、この面に現れて来ないと、こう思うが故に、私としてはでき得べくんば、従来の指導者階級を半数に止めて、後の半数は……これを半数に止める必要もないが、半数までは出してよろしいということ、組合員が選出した場合は半数は出していいという制限を加えたらよいと、私はその点を主張したいのですが、藤田次長にこういつた点を……、新らしく變つて来るわけなんです、こういつた点だけを予想が付くならば承わりたい。

○説明員(藤田次長) これは農業協同組合の例でございますが、現在農業協同組合におきましても、やはり私共の述べましたと同じような方針で指導をいたしておつたと考えておりますが、その結果は、新らしき農業協同組合に、又連合会の役員の中で、旧団体の役員であつた者の数が三割程度というふうな私共は考えておる。要は、これは漁民の自覚の程度であります。従ひまして、農業協同組合と漁業協同組合と、その旧役員が占める率がどうなるかという問題につきましては、これは必ずしも想像を許さないものでありまして、私共も推測することは非常に困難であると思つておる。我々としては、できるだけその啓蒙運動をしつかりやる責任上、新らしい漁業協同組合の趣旨をよく理解させる。そうして又本當に漁民の要望するよう人が出て来るというように持つて参りたいと、さように考えておるわけでありまして、ただどのくらいになるだろうということを予想することは、私としてできませんけれども、又どのくらいがいいと考へておるかということ、殆んど立法的に不可能であり、又実情に即しないようなことがある。これはやはり指導で解決するより外ないと思つておる。

○江熊翁君 私は最近陳情のためにこの國會に出て来た人々から、直接聞いた二三のことについて、一應次長の御意見を承つて置きたいと思つておる。これは第五十二條その他によく出ておる「組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき総代会を設けることができる。」というところになつて、「總代の定数は、五十人以上でなければ

ならない。」とこういふのですが、この全國二百人以上の業会数がいくらあるかということについては、いづれ御調査になつておることと思つておるが、それがお分りでしたらその数を御示し願いたい。ところが陳情者の人たちの言ふのは、二百名をこえる業会は極めて優秀な大きい業会、その数は極めて少い。而もそのうち総代を五十名を下つてはいけぬ。五十名以上でなければならぬといふと、余り総代の数が多くて、総代を置いた甲斐がないのではないか。實際又見ましても、二百名の中で總會なら總會をやるといふ場合に、百名ぐらいで全員出た恰好になる。法律で示したところでさういふ計算になるが、五十名以上の総代といふことになると、實際総代が多過ぎる。それで業者たちは、これは二十名ぐらいいでいいではないか。それぐらいつてもかからないかという陳情をしております。これに対してどういふふうになつておるか。それから漁業協同組合が漁業を経営するということについて、これは勿論許されておる。ところがそこに御承知のように入らぬと條件が沢山述べられておる。まあ何かと面倒なのでありますが、大体漁業協同組合が仕事をするといふことは本筋でありますから、その本筋のことを協同組合がやろうとするに於いて、さういふ無慈悲な制限を設けないでもいではないかといふような意見、これは大体ここに書いてあるようなむずかしいことをせんでいいのじやないか。従来、戦前の漁業協同組合がやろうとするときには、一應やる種類については官廳の許可を得なければならぬかつたけれども、直ぐまあやれたわけ

なんです、むしろ今度の附則の方が何だか條件がむずかしいように思ふのだが、その点はどうか。さういふようなことについて一應御意見を承りたいと思つておる。

○説明員(藤田次長) この総代を置き得る組合の、何と申しますか、制限を緩和して、もう少し人数も少くし、又簡単に総代の置けるようにする必要がないかという御意見でございますが、現在組合員数別にこの二百人以上のもの、これは正確なものを持つておらないのでありますが、大体今度の協同組合は従来とは違ひまして、いわゆる漁業従業者も組合員になり得るといふうな関係からいたしましたして、勿論従来漁業の組合員資格を持つておる者で、今度協同組合に入らない者も出て参りますけれども、相當の新しい漁業協同組合といふものは人数が殖えるのじやないかといふふうな考へるわけでありまして、従来は確かに組合員が百人をこえるものについて總會を認める。で、今度大体従業者も含めるといふことになりまして、その点も懸念合せて、大体二百人くらいにいたしました。従来とさして變りがないのじやないかといふふうな見当でいたしましたのと、それからもう一つ、農業におきましては、これは千人以上の組合員のある所について二百人以上の総代を置かなければならぬ、さういふふうな先例がございます。さういふふうな関係からいたしましたして、原案が大体適當であるといふふうなことにいたしましたわけでありまして、それから従来とも總會を開きまして、人が集まらないといふふうなことも

よく聞くのでありますが、それにつきまして、私共といたしましては、まあ代理議決の方も、これも非常に窮屈になつておりますが、書面議決の方法といふものを認めて、書面を以てそれに対する賛否をはつきりするとか、或いは又意見を述べるとかいうことによつて、出席者とみなされるというふうな規定も置いておられますからして、大体その規定の運用によつて出席者数は何とかなつて行くのじやないかと思つておる。それから尙一般の普通決議につきましては、これは法律上は必ずしも定足数の制限はございません。特別決議については定足数の制限はございませんけれども、一般の普通決議につきましては、定足数の制限もございませんので、出席者の過半数なら過半数といふふうなことで決め得ることにもなるのであります。何とかさういふふうなことで行けるのじやないかといふことと、それからやはり私共といたしましては、従来のように組合員が非常に總會といふものに冷淡であつてはならない、自分らの組合であつてもつと積極的に出掛けて、さうして大いに意見のあるところは述べ、組合活動をみづから積極的に皆んなが一緒になつて推進して行かなければならぬ、總會には全然関係ないといふふうな冷淡な態度を取ることが従来聞えてあつたといふことから、むしろさういふ意味でできるだけ總會には出べきものであるといふふうな考へ方での数を決めておられます。それからこの漁業協同組合の営みです生産漁業につきましての制限が厳格すぎるというふうなお話でございます。

が、これにつきましても、たび／＼御説明をいたしましたように、この漁業生産組合にいたしましたも、又生産組合と同じように漁業を営める組合にいたしましたも、これは漁業権を取得いたしますところの優先順位にも関係いたします。又税法上の種々の特典にも関係するわけでありまして、従つてこれを余りルーズにいたすことについては、やはり各方面の意見が多々あるわけでありまして、そういうふうな関係から、この程度の制限は止むを得ないじやないだらうかというふうに思つております。従来は殊に漁業を自営する種類は確有限定してありまして、行政官廳の許可が要するというようなことになつておりますが、今度は全部それも廃止して、どんな漁業もやれるというようになつております。従つて漁業によりましては、相当危険を伴なう、現在定置を經營するにいたしても、或いは船舶漁業を営むにいたしても、何百万円、或いは何千万円という金が必要のわけでありまして、相当の危険を伴うわけでありまして、やはりそれは同志的な結合というものを重んじて、お互いに危険も分担して分つたところ、お互いなる組合の態勢の整つたところ、それを認めて行くというふうなやり方の方がいいではないかということ、それを現在のような規定に変えてありますわけでありまして。

○江熊哲翁君 ちよつと委員長にお伺いしますが、この法案に関する限り、もう本日これを終りますのですか。
○委員長(木下辰雄君) まだやりません。
○江熊哲翁君 それでは後に私は残します。

○淺岡信夫君 漁業協同組合法案、これを先ず大別いたしましたして、各委員からのいろいろ／＼な御質疑がございましたし、その質疑に対して、水産廳當局から種々懇切なる御説明も頂いたでございますが、いろいろ／＼これを啓蒙宣傳するといふ一つの行き方、それを徹底せしめて、自治的にこの敗戦後の日本の建直しという意味におきまして、先ず漁業会漁民に力強く呼びかけ、そして遺憾なきを期したいということでのこの法案ができたと思つて、さてこの法案を実施するといふ立場に当りまして、その大半の漁民というものは、先程言われましたように、非常に低いといふことを種々言われたのであります。實際に低いこの漁民に対してただ一つの法案だけを與えて、そしてそれを理解せしめて、目的が達せられるかどうかといふことを私は非常に懸念する。この協同組合法案が通過した後におきまして、どうしても裏付となるべきものが必要じやないかと思つております。その大半を持つところの漁民のなす……仮りに沿岸漁業と申しましよるか、或いは漁業全般と申しましよるか、この協同組合法案が通過した後において実施に当ると、この法案の裏付となる金融といふ問題に対して、どういふふうな今後の施策を持つておられますかどうか、この裏付なくしては百千の法律が出たといつても、この点は完遂しないんじゃないかと、こゝろは思つております。この点につきましても御見解を承りたいと思つております。

○説明員(藤田次長君) この協同組合法案が出ました後の裏付の施策としての金融をどうするかといふ問題でございますが、これはむしろ農林大臣、或いは水産廳長官からお答え頂くことが私は適當かと考えております。併し私の意見を申し上げますと、お話の通り協同組合ができましたも、その協同組合が十分に積極的な活動をなし得るような條件、それを拵えてやらなければ、これは育たないといふふうなことも考へるのであります。金融は正にその一つの大きな問題だらうと思つております。我々としては現在農林中金を通じての、系統金融を通じたの資金の融通といふ途が一つあるわけでございますが、この外に更に又農林、漁業復興金庫といふか、特別な金庫を作ればこれを作つて参りまして、特別に漁業の問題では、固定設備に非常な金がかかる、船を造るにいたしまして、網を手に入れるにいたしまして、相当の金がかかるわけでありまして、からして、これは一般の地方銀行では到底融通できない問題であります。これを融通するための特別な金庫の設置といふことをどうもやつて行かなければならぬといふふうに考へております。尙もう一つの問題は、運轉資金の問題であります。運轉資金につきましては現在非常に窮屈になつております。これにつきましても、併しすべてのものが特別な金庫から何もかも借りるといふことは到底できないのであります。やはり一般地方銀行からできるだけ水産業に対する融資といふものが円滑に行くような態勢を取る、つまり金融機関においても安んじて水産業方面への資金の融通ができるような態勢を、これは我々自身の側においても取つて行かなければならぬ。又金融機関が貸しまして貸し倒れないよ

うな保証というふうなものの制度、これは或いは漁業保険の問題になりますか、或いは又信用保証協会の問題になりますか、そういうふうなことで保証制度を作つて、それによつて安んじて一般金融機関が水産業方面にも貸すよくなやう方に我々としては持つて参りたい。一般的に、抽象的に申しますと、大体そういうふうな考え方で具体的な対策を立てて参りたい、こゝろ思つております。

○淺岡信夫君 只今の藤田次長のお答に對しまして、私大体了承いたしましたのであります。日、これを改めまして、大臣並びに長官に強力に私質問を重ねたいと思つてあります。ただ、今藤田次長もお答に對しまして、従来までこの金融機関なり、そういう面に対して理解せしめるといふようなことに対しての力が非常に水産廳、或いは農林省として足りなかつた。足りないといふ点はそれに対する、即應するところの資料といふものがあつたのかないのか、こゝろした点も何かそれに対しての処置を取つて頂くといふように、大臣が私の質問に答へましようが、或いは長官が答へましようが、いずれにいたしましても、大臣或いは長官の答へ得る資料、そうしたものに遺憾なきを今後期して頂きたいと、私は要望いたしまして、私の質問は一應打ち切ります。

○委員長(木下辰雄君) それでは衆議院の方からどういふ案が廻つて来るか、公聴会も開いておりますからして、それが廻つて、それを見なければ、こゝろで法案に対する討論採決というわけに行かないだらうと思つては、私は実はともかくも委員会としては修正意見があればどん／＼出す、或いは反対意見があればどん／＼述べる、そして議論を戦わしてやるのが本質であると思つてから、その点はどうぞ御遠慮なく御発言願つてよからうと思つて、それから大体法案に対する質問應答は済みましたが、更に月曜日の大臣、長官の出席を求めまして、この法案のみならず、法案に関連した事項についての総合的な意見の開陳なり、御質問を願いたいと思つて、その際今の金融問題とか、全國的な指導問題とかいふような点については十分御質問を願いたいと思つて、今日この委員会はこの程度で一應終了して頂きまして、あとは一つ懇談会にして頂くといふふうな提案いたします。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ございませんか。
○委員長(木下辰雄君) それでは本日の委員会はこれを以て閉会いたしました。次回は月曜日の午後一時から開会いたします。

午後三時二十八分散会
出席者は左の通り。
委員長 木下辰雄君
理事 千田正君
委員 淺岡信夫君
江熊哲翁君
矢野西雄君
説明員 農林事務官 藤田次長君
水産廳長官 巖君